

様式1（視察用）

会派行政視察報告書

令和5年度会派 公明名取 の行政視察研修を、令和5年5月23日(火)から5月25日(木)までの 2泊 3日にて執り行いましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

令和5年 6月 24日

名取市議会議長 菊地 忍 様

会派名 公明名取
代表 菅原 和子



記

1 期 日 令和5年 5月23日(火) ～ 5月25日(木)

2 参加人員 3 名
〈氏名〉 菅原 和子
菊地 忍
菊地 昌夫

3 視 察 先 (1) 兵庫県洲本市
(2) 兵庫県赤穂市
(3) 岡山県井原市

4 行 程 表 別紙のとおり

5 調 査 事 項 別紙のとおり

6 所 感 別紙のとおり



公明名取会派 2023 行政調査および研修報告

◎令和5年5月23日（火）兵庫県 洲本市視察 13:30～15:30

〔報告議員：菅原和子 菊地忍 菊地昌夫〕

【洲本市概要】

・市制施行：平成18年、洲本市、五色町の合併により、新洲本市が誕生。

面積：182.38km²（淡路島：595.99km²の約3割）

・人口：41,236人 世帯：17,792世帯（令和2年現在）

・会計予算 令和5年度 23,335,000,000円

・産業別就業人口（第1次10.1% 第2次20.4% 第3次65.2% 残不明）

・農業・漁業をはじめとしながら、三洋電機(株)等の製造業でも様々な製品を市場に送り出し、更に洲本温泉に代表される観光業も盛んである。

【行政視察研修テーマ】

「エネルギーパーク洲本の取り組みについて」

*研修次第：会場〔ウェルネスパーク五色 会議室〕

- ・ 歓迎あいさつ、および名取市議会あいさつ
- ・ 調査事項内容の説明

*エネルギーパーク洲本について

- ・ 質疑応答
- ・ 閉会あいさつ

【事業内容説明】

[洲本市バイオマス産業都市構想の策定～全体像]

「バイオマスでつながる環境未来の里・すもと」をキャッチフレーズに、バイオマス産業の創出・育成による地域産業の振興ならびに雇用創出、及びバイオマスをはじめとした地域自立分散型エネルギー供給体制の強化による、環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すことを目標に掲げた。

H26.11.10近畿で初めて「バイオマス産業都市」に認定により、関係7府省の支援を得て構想の実現へスタート。

① 菜の花・ひまわりエコプロジェクトによるバイオ燃料製造利用

- * 菜の花・ひまわり畑での栽培から、軽油の代替燃料として利用
- * 菜種粕・ひまわり粕の飼料化・肥料化
- * BDF（バイオディーゼル燃料）の精製
- * 食用油の生産販売

② バイオ燃料の品質向上と利用拡大

- * 低コストで高品質な燃料精製へ「酵素触媒法BDF精製プラント」設置
- * 「B5燃料（軽油に5%以下のBDF混合の燃料）」の製造装置を導入
- * 地元GSと連携し、民間事業者がバイオ燃料を利用できる仕組み構築

③ 竹チップを主燃料とするバイオマスボイラーの整備

- * グリーンニューディール基金等を活用し、竹チップを主燃料とする
バイオマスボイラーをウェルネスパーク五色の温浴施設に設置
- * 竹チップ製造のため放置竹林の適正管理で、有害鳥獣による農業被害
の軽減と里山の保全、そして雇用創出を図る
- * バイオマス燃料の地産地消でエネルギー自立と、既存ボイラーの重油
消費量半減でCO₂排出削減に寄与

④ バイオマスボイラーの概要

* 型式：無圧式温水器「PYROT300」欧米製器械を(株)ヒラカワにて

Tune-up したもの

* 燃料：竹チップ（含水率 30%：形状 50×50×厚み 5mm 程度）

同程度の木質チップに切り替え可能

* 燃焼方式：電気式自動着火、ガス化燃焼

* ボイラー建屋：鉄骨造平屋建て(55.46 m²) 燃料用サイロ：11 m³/分

* バイオマスボイラー事業費：54,977,400 円

* CO₂ 排出削減目標量：年間 150t 削減

* 災害時、ウェルネスパーク五色温浴施設で避難者の洗身受入れが可能

⑤ 洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例

* 地域資源である再生可能エネルギーの恩恵を地域に還元し、地域の発展に活用するという「洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例」を平成 25 年 6 月に制定

⑥ その他

* 域学連携から産官学金連携へ「地域貢献再エネ推進協定」締結

* 地域に多数存在するため池を利用したフロートソーラー発電の普及

*その他、詳細については別添の説明資料参照

【感 想】

身近な地域資源である太陽、風、緑、海などの自然の恵みを最大限に生かした、まさに命つながる「持続する環境地域」の理想を高く掲げ、地域社会を構成する多様な主体の参画と協議のもと、その実現に向け、全力を挙げて取り組む姿は、今後、環境共生を考慮した社会構築に必須であると痛感すると共に、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の重要資源であり、地域発展と調和のため、再生可能エネルギーの活用との観点は、今後、本市においても避けては通れない課題と認識しました。

その意味では、非常に貴重な視察研修となりました。

また、実施に至るまでのご苦労は、語りつくせないものがあつたであろうと推察致しました。

名取市においても、何らかの形で、本事業への取り組みの機会が来ることを心から望むものです。

ありがとうございました。

以上



ひきこもり対策推進事業の取り組みについて

<公明名取>

【視察先】 兵庫県赤穂市

【日時】 令和5年5月24日（水） 14:00～15:00

【人口】 45,147 人（R5.4 末時点）

【面積】 126.85 km²

【地勢】 兵庫県南西部、岡山県との県境に位置し、まちのほぼ中央を名水百選に選ばれた千種川が流れている。また、南は播磨湖に面し、海岸線は瀬戸内海国立公園の一角を占めている。気候は、温暖で雨量が少ない典型的な瀬戸内海型気候に属している。市域は、先土器時代などの古代遺跡が多く残る北部、河口デルタ上に発達した旧城下町の中心部、塩田の開発によって開かれた南部、天然の良港に恵まれた坂超地区の4つの特色ある地区に大別できる。赤穂市は、「日本第一の塩を産したまち播州赤穂」は日本遺産に認定されている。

【ひきこもり対策推進事業の背景】

民生委員・児童委員と連携して平成28年にひきこもりに関するアンケート形式の実態調査を実施し、約40人のひきこもり本人・家族を把握ができ、平成29年には、調査に基づいたアウトリーチを行った。令和元年2回目の実態調査を実施、約50人のひきこもり本人・家族の把握ができた。調査結果を踏まえ相談、アウトリーチを重ねていく過程で、ひきこもりの方と繋がることの難しさを実感し、支援につながった人の自宅以外の居場所や家族の集える場所の必要性を強く感じ、令和2年度から「ひきこもり対策推進事業」に取り組むこととした。

【ひきこもりの現状】

○15歳～39歳までの広義のひきこもり状態にある者（平成28年実施）

約40人 → 推計値 約160人（15～39歳までの人口：10170人）

○40歳～64歳までの広義のひきこもり状態にある者（令和元年実施）

約50人 → 推計値 約220人（40～64歳までの人口：14889人）

○15歳から64歳まで合わせると → 400人以上

【生活困窮者自立支援制度の始まりからひきこもり居場所開設①】

平成27年度

社会福祉課：生活困窮者自立支援法施行に伴い生活困窮者自立相談支援事業開始

平成28年度

社会福祉課：民生委員・児童委員対象にひきこもり等に関する実態調査を行う

平成29年度

社会福祉課：実態調査に基づき、アウトリーチを行う。ひきこもりの人の行き場を探す支援が増えていった。

社会福祉協議会：相談事業の中で、自宅以外の居場所の必要性を感じ、ひきこもり事業構想

平成30年度

社会福祉課：県の調査を活用し、2回目の実態調査を行う。

社会福祉協議会：社協独自で居場所の開設について検討し、先進地の視察を行う。

令和元年度

社会福祉課：次年度からのひきこもり支援事業を目指し検討を始める。同時期に社協もひきこもり支援を検討していたため、社協の会議に参加し、構想を形づくる。

社会福祉協議会：関係機関を招集しひきこもり支援に関する会議を開催し課題を整理

【生活困窮者自立支援制度の始まりからひきこもり居場所開設②】

令和2年度

社会福祉課：ひきこもり支援・相談のプラットフォームとして市の生活困窮者自立支援調整会議を位置づける。

7月から委託事業として「ひきこもり対策推進事業」を開始。

10月1日から社会福祉課相談窓口「え〜る」スタート

社会福祉協議会：先進地視察、研修受講を行い事業の準備をする。

7月から市の委託を受けて事業開始。（居場所の開設、市民啓発、関係機関との連携）

9月下旬「みんなのいえ」プレオープン

10月2日居場所「みんなのいえ」オープン

【令和5年ひきこもり対策推進事業にかかる経費】

社会福祉協議会への委託料 → 4,255,000 円

居場所運営費：6割が人件費・家賃・駐車場代・光熱水費・通信費・他は市民啓発講座等講師料

【ひきこもり対策推進事業について】

○相談業務・関係機関との連絡調整・情報発信→社会福祉課→「えーる」

○ひきこもり状態にある人の居場所づくり→社会福祉協議会→居場所「みんなの家」

○一般の理解促進を目指し啓発活動→ひきこもり啓発フォーラム

【ひきこもり相談件数】

<述べ相談件数>

・電話	→	62件	
・メール	→	5件	
・来所	→	84件	
・訪問	→	73件	
・その他	→	32件	合計256件

<実相談人数>

・10代	→	男0	女2	
・20代	→	男7	女2	
・30代	→	男2	女2	
・40代	→	男7	女2	
・年齢不明	→	男1	女0	合計25人

※居場所に繋がっている人15人

【気軽に過ごせる地域の居場所「みんなのいえ」】

- ・自宅から一歩踏み出した、安心して過ごせる居心地のいい場所を目指して開設
- ・開設日時：月～金（祝日、年末年始を除く）13：00～16：00
- ・開設場所：赤穂市塩屋656-17
- ・スタッフ：3名（看護師・介護福祉士）
- ・内容：利用者同士の交流、趣味、調理、農作業など

<みんなのいえの利用者数（延べ）>

令和2年度（10月～3月） → 117人

令和3年度 → 211人

令和4年度（4月～9月） → 191人

【ひきこもり家族の集い（令和2年11月スタート）】

- ・開催日時：毎月第4木曜日（祝日除く）13：00～16：00
- ・開催場所：みんなのいえ
- ・内容：家族同士の日頃の思いや不安、疑問などを話す（今の状況・当事者への接し方・今後のことなど）

【ひきこもりに関する啓発活動】

令和2年度 → ひきこもり支援ボランティア養成講座（全4回）

令和3年度 → ひきこもり啓発講座（全3回）市内外から22名参加

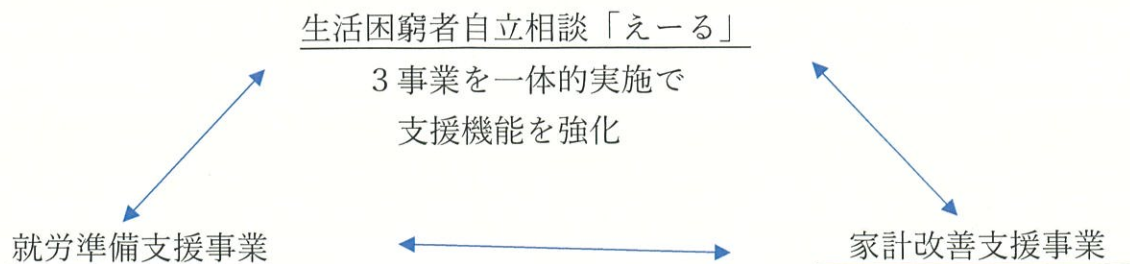
令和4年度 → ひきこもり啓発フォーラム 市内外から48名参加

【今後の課題について】

- ・新規利用者が少ないこと
- ・継続的利用者が少ないこと
- ・建物の老朽化により修繕費がかさむこと
- ・不登校児・親への支援
- ・家族のつどいの今後の方向性
- ・地域への啓発・連携

【もう一つの居場所】

<赤穂市就労準備支援事業でのジョブトレーニング>



<就労準備支援事業>

○支援対象者 → 生活困窮者のうち、就労に向けた準備が整っていない人。(例) 長くひきこもり状態にあったため、社会経験が乏しい社会とのかかわりに不安がある等

○支援内容 → ・一般就労に向けた日常生活・社会・就労自立のための訓練。

- ・規則正しい生活への助言
- ・職場見学同行、就労体験機会の提供
- ・模擬面接の実施、履歴書の作成指導等

<ジョブトレーニング>

○「人とのコミュニケーションが苦手」「ひきこもり状態が長かったため、自信が持てない」などの困りごとを抱えた方の支援の一環として「就労準備支援・家計改善支援事業」を認定 NPO 法人コムサロン21に委託して行っている。その中で行っているジョブトレーニング（仕事の体験や訓練）の1つとして、令和4年度より地元商店街での清掃活動を行っている。

○ポイント → ・商店街の人に知ってもらう。
・誰がどんな目的で行うのか
・何を協力してほしいのか
・できそうなことは何でもチャレンジ(みんなのいえ駐車場草刈り作業)
・農福連携では、小豆の収穫作業

【生きる意欲を取り戻すため】

これからも生きがいを見つける場所を自らが選べるように、各種連携して「選択肢を増やす」お手伝いを続けていく。

○赤穂市社会福祉課

社会福祉課「えーる」生活困窮者自立相談窓口 → 障がい者基幹相談センター・庁内各部署・保健センター・健康福祉事務所・地域包括支援センター・青少年育成センター

○赤穂市社会福祉協議会

居場所「みんなのいえ」 → 民生委員・児童委員・スクールソーシャルワーカー・ボランティア団体・地域・各種団体

○コムサロン21

就労準備支援事業「ジョブトレーニング」→ ハローワーク・企業

【考 察】

ひきこもりの長期高齢化、8050問題、親子共倒れなどが全国各地で発生する中、SOSを出せない社会的孤立の問題は、地域全体の課題となっている。

内閣府が令和5年3月末公表した最新の調査によると全国の15歳から64歳のうちひきこもり状態にある人は146万人と推計されている。ひきこもりのきっかけは様々で、コロナの影響を上げた方は5人に1人で、これまで主に男性の問題と受け止められることも多かったが、今回の結果は40歳から64歳の女性のひきこもりが52%と女性に広く存在していることが明らかになった。

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の伊藤共同代表は、「家族もひきこもり本人も困っていても SOS の声を上げられない」「いざ相談に行こうと思っても、家族に問題があると思われて責められるのではないかなど一步踏み出せない家族も少なくない。孤立や長期化の背景には、家族が安心して受け止めてもらえる場所、理解してもらえる場所がまだまだ少ないがゆえに家族だけで悩みを抱え込んでしまう状況にある。」とコメントしている。

宮城県においても、宮城県ひきこもり支援センター南支所に寄せられた相談件数（仙台市の除く）は、令和2年度529件、令和4年度には806件と件数が増えている。

本市においてのひきこもり相談件数は、令和4年度については、425件であり実人数は25人であった。まだまだ相談できない方がいるのではないかと推察される。

赤穂市のように相談窓口を明確にしたチラシを作り配付し、ひきこもりで悩んでいる家族が「相談してもいいんだ。」という環境を作ることが大事だと感じた。

ひきこもりの実態を把握することが先ずは先決であり、その後の必要な支援については関係部署・関係団体・企業等連携し、生きがいを見つける場所を自ら選べるような取り組みが必要であると感じた。



公明名取会派 2023 行政調査および研修報告

◎令和5年5月25日（木）岡山県 井原市視察 10:00～12:00

〔報告議員：菅原和子 菊地忍 菊地昌夫〕

【井原市概要】

- ・市制施行：平成17年、井原市、後月郡芳井町、小田郡美星町が合併、

井原市が誕生。 面積：243.54km²

- ・人口：38,384人 世帯：14,732世帯（令和2年現在）
- ・会計予算 令和5年度 20,992,952,000円
- ・産業別就業人口（第1次6.1% 第2次36.1% 第3次52.9% 残不明）

- ・自然豊かな里山や田園が広がる文化都市で、市内を小田川が貫流し、その平野部に市街地が形成されている。瀬戸内地域の温暖な気候に恵まれ、年間を通して晴れの日が多く自然災害の少ない街である。恵まれた風土や気候から、シャインマスカットをはじめ40品種を超える「ぶどう」栽培では、西日本有数の産地として知られる。また、世界の高級ブランドに数多く採用されている「井原デニム」などの特産品がある。

【行政視察研修テーマ】

「移住・定住支援事業について」

* 研修次第

- ・ 歓迎あいさつ、および名取市議会あいさつ
- ・ 視察事項内容の説明
- ・ 質疑応答
- ・ あいさつ

【視察事業内容説明】

以下、説明の要旨について報告いたします。

【いばら LIFE スタート応援メニュー（R4年度～6年度）】

令和元年度から移住・定住対策事業をパッケージ化し、「いばらぐらし支援メニュー」として取り組み、令和4年度からは、市外からの移住者の獲得に重点を置いた住宅・住環境整備施策を展開し、更なる移住・定住人口の増加を図るため、8事業に亘る「いばら LIFE 応援メニュー」を展開し、若者の還流と地元への定着促進を図っている。

以下、8事業についての説明を記します。

① 「移住者住宅新築等補助金」

【目 的】 移住を促進し、地域の活性化を図る

【対象者】 本市への定住の意思があり、市内に住宅を新築又は建売を購入する移住者、及び移住する新規就農者

【内 容】 住宅新築等に要する経費の一部を補助

対象経費の $1/10$ 以内 上限 100 万円

② 「中古住宅活用補助金」

【目 的】 空き家の流動化の促進及び定住人口の増加を図る

【対象者】 空き家バンクに登録された物件を購入・賃借する移住者、移住する新規就農者及び物件の所有者

【内 容】 1. 購入費：購入費の $1/5$ 以内 上限 100 万円

2. 賃借料：月額賃借料の $1/2$ 以内 上限 24 万円(12 カ月)

3. 改修費：対象経費の $1/2$ 以内 上限 100 万円

4. 家財整理：対象経費の $2/3$ 以内 上限 30 万円

③ 「スマイルプラス制度」

【目 的】 若者世帯、子育て世帯、移住世帯を支援する

【対象者】 四季が丘団地（市開発地域）の分譲地購入や移住者住宅新築等補助金、
中古住宅活用補助金を申請し、要件にあてはまるもの

【内 容】 1. 若者世帯（夫婦とも40歳未満）

2. 子育て世帯（小学生の子ども一人につき）

3. 移住者＊新築等及び空き家購入費への加算は除く

《1～3の要件ごとに各制度の補助上限額を10万円プラス》

④ 「分譲宅地開発助成金」

【目 的】 移住・定住の促進や人口流出の抑制を図る

【対象者】 宅地を造成し分譲する民間事業者

【内 容】 分譲宅地造成に係る経費の一部を補助

対象経費の1/3以内 1区画につき上限100万円

⑤ 「四季が丘団地助成金」

【目 的】分譲地の販売及び住宅建築を促進し、定住人口の増加を図る

【対象者】四季が丘団地の分譲地を購入した者

【内 容】 1. 住宅等取得資金利子助成金

2. 固定資産税相当額助成金

3. 上水道加入負担金助成金

4. ケーブルテレビ加入等助成金

5. 新エネルギーシステム加入等助成金

6. 引越し費用助成金

7. 公共下水道受益者負担金

* いずれも詳細は資料参照

⑥ 「井原市奨学資金貸付金の返還免除」

【目 的】若者のUターンの促進

【対象者】井原市の奨学金を借りて大学等で修学し、卒業後に本市に
定住等をした者

【内 容】貸付金の返還を全額免除

⑦ 「奨学金返還支援補助金」

【目 的】 若者のUターンの促進

【対象者】 日本学生支援機構の奨学金を借りて大学等で修学し、卒業後に本市に定住等をした者

【内 容】 月額 15,000 円補助 上限 1 0 8 万円（6 年間）

⑧ 「就職者等移住支援補助金」

【目 的】 移住・定住人口の増加を図る

【対象者】 市内企業等へ新たに就職（就農）する際に、市内で住宅を賃貸して居住する 4 0 歳未満の移住者

【内 容】 住宅賃借料自己負担相当額の一部を補助

対象経費の 1/2 以内 1 月の限度額 2 万円、上限 2 4 万円（1 2 か月）

*さらなる詳細については、視察研修資料による

【感 想】

人口減少の中でも、特に若者世代の減少化は、どこの自治体においても、共通の課題であると感じます。

その意味では、あらゆる手段と制度を活用しながら、定住・移住の人口増を目指すことは当たり前の施策になりつつあります。

それらの政策を具体的にプランニングし、積極的に進めることは、これまでの行政の壁を破ることにもなり、その実施にあたっては、様々な苦労があつてこそと実感します。

特別な文化的遺産や史跡を持たない街では、様々な制度を生み出し、市民や市外の方々へ、どのようにプロモーションしていくのか。ひとつひとつを制度化し、検証しながら挑戦を続ける、井原市の姿勢からは大きな衝撃と同時に、発想の転換の必要性を学ばせて頂きました。

本市の更なる発展のため、市政の課題を明確にし、何よりも市民のためとの積極性を持ち、持続と発展、そして、様々な市の課題解消に向けた、住み良い街づくりを目指し、議員活動に励んでまいります。ありがとうございました。

以上

